

事務連絡  
令和6年4月15日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について（その2）

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。  
標記の件については、「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和6年3月29日障発0329第33号・こ支障第97号）を別紙のとおり訂正することとしますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

- 別紙1 「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P.134 5行目	<p>(三) 報酬告示第6の7の2の注3及び注7については、中核的人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この⑩において「中核的人材養成研修修了者」という。）を配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成する旨届出をしており、行動関連項目合計点数が18点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに150単位を加算することとしている。</p>	<p>(三) 報酬告示第6の7の2の注3及び注7については、中核的人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この⑩において「中核的人材養成研修修了者」という。）を配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成する旨届出をしており、<u>かつ、区分6に該当し</u>、行動関連項目合計点数が18点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに150単位を加算することとしている。</p>
2	P.148 6行目	<p>⑩ 栄養スクリーニング加算の取扱いについて 報酬告示第6の13の5の栄養スクリーニング加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 栄養スクリーニング加算の算定に係る栄養状態のスクリーニング（以下この⑩において「栄養スクリーニング」という。）は、<u>通所の利用者（以下この⑩、⑪において「利用者」という。）</u>に対して、原則として一体的に実施すべきものであること。なお、生活支援員等は、利用者全員の栄養状態を継続的に把握すること。</p>	<p>⑩ 栄養スクリーニング加算の取扱いについて 報酬告示第6の13の5の栄養スクリーニング加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 栄養スクリーニング加算の算定に係る栄養状態のスクリーニング（以下この⑩において「栄養スクリーニング」という。）は、利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものであること。なお、生活支援員等は、利用者全員の栄養状態を継続的に把握すること。</p>
3	P.152 7行目	<p>エ 当該加算を算定するに当たっては、当該事業所に滞在する</p>	<p>エ 当該加算を算定するに当たっては、当該事業所に滞在する</p>

		ために必要な就寝設備を有していること及び夜間の時間帯を通じて1人以上の職員が配置されていること。	ために必要な就寝設備を有していること及び夜間の時間帯を通じて1人以上の職員が配置されているの取扱いについて
4	P.162 16行目	なお、ここでいう「区分6に該当し、かつ、 <u>行動関連項目合計点数が18点以上である者</u> 」については、障害児にあっては、障害児支援区分3、かつ、こども家庭庁長官が定める児童等の第1号の7に規定する強度行動障害判定基準表の点数の合計が30点以上であると市町村が認めた障害児と、「区分4以上に該当し、かつ、 <u>行動関連項目合計点数が18点以上である者</u> 」については、障害児にあっては、障害児支援区分2以上かつ強度行動障害判定基準表の点数の合計が30点以上であると市町村が認めた障害児とする。	なお、ここでいう「区分6に該当し、かつ、 <u>第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者</u> 」については、障害児にあっては、障害児支援区分3、かつ、こども家庭庁長官が定める児童等の第1号の7に規定する強度行動障害判定基準表の点数の合計が30点以上であると市町村が認めた障害児と、「区分4以上に該当し、かつ、 <u>第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者</u> 」については、障害児にあっては、障害児支援区分2以上かつ強度行動障害判定基準表の点数の合計が30点以上であると市町村が認めた障害児とする。
5	P.187 3行目	(二) 報酬告示第9の3のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)については、次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定障害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、 <u>指定施設入所支援等</u> を行った場合に算定する。	(二) 報酬告示第9の3のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)については、次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定障害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、 <u>指定障害者支援施設等</u> を行った場合に算定する。
6	P.188 21行目 P.189 2行目 3行目 9行目	(三) <u>注4及び注8</u> については、中核的支援人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下⑤において「中核的人材養成研修修了者」という。)を配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成する旨届出をしており、行動関連項目合計点数が18点以上である利用者に対し、 <u>指定施設入所支援等</u> を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに150単位を加算することとしている。 この場合、中核的人材養成研修修了者は、原則として週に	(三) 注4については、中核的支援人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下⑤において「中核的人材養成研修修了者」という。)を配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成する旨届出をしており、 <u>かつ、区分6に該当し、行動関連項目合計点数が18点以上である利用者</u> に対し、 <u>指定障害者支援施設等</u> を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに150単位を加算することとしている。 この場合、中核的人材養成研修修了者は、原則として週に

		<p>1 回以上、当該強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行うものとする。</p> <p>なお、この中核的人材の配置については、当該指定障害者支援施設等に常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、必ずしも常勤又は専従を求めるものではない。</p>	<p>1 回以上、当該強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行うものとする。</p> <p>なお、この中核的人材の配置については、当該指定生活介護事業所に常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、必ずしも常勤又は専従を求めるものではない。</p>
7	P. 189 14 行目	<p>(四) 注5及び注6については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに所定単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。</p>	<p>(四) 注5及び注6については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定施設入所支援の提供を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに所定単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。</p>
8	P. 189 21 行目 24 行目	<p>(五) 報酬告示第9の3のハの重度障害者支援加算については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定障害者支援施設等において、区分4以上に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に算定する。</p>	<p>(五) 報酬告示第9の3のハの重度障害者支援加算については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定障害者支援施設等において、区分4以上に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に算定する。</p>
9	P. 190 19 行目	<p>(六) 注9及び注10については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに所定単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。</p>	<p>(六) 注9及び注10については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに所定単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。</p>